

## 会 費 基 準

### ◇法人会費（通常会費：資本金・出資金額別） （会費単位：円）

資本金・出資金	年 額 (月額)	資本金・出資金	年 額 (月額)	資本金・出資金	年 額 (月額)
5億円以上	96,000 (8,000)	5千万円以上	36,000 (3,000)	5百万円以上	10,800 (900)
3億円以上	72,000 (6,000)	3千万円以上	26,400 (2,200)	3百万円以上	8,400 (700)
1億円以上	60,000 (5,000)	1千万円以上	20,400 (1,700)	百万円以上	7,200 (600)
8千万円以上	48,000 (4,000)	8百万円以上	15,600 (1,300)	百万円未満	6,000 (500)

### ◇法人会費（通常会費：構成員・従業員数別）

構成員・従業員	年 額 (月額)	構成員・従業員	年 額 (月額)	構成員・従業員	年 額 (月額)
—	—	200人以上	20,400 (1,700)	30人以上	7,200 (600)
500人以上	48,000 (4,000)	100人以上	14,400 (1,200)	10人以上	6,000 (500)
300人以上	30,000 (2,500)	50人以上	9,600 (800)	10人未満	6,000 (500)

(注) 資本金・出資金のない法人・団体（宗教法人、医療法人、学校法人ほか）に係る会費基準を示す。

### ◇個人会費（通常会費：従業員数別）

従業員	年 額 (月額)	従業員	年 額 (月額)	従業員	年 額 (月額)
300人以上	24,000 (2,000)	50人以上	9,600 (800)	10人以上	6,000 (500)
100人以上	12,000 (1,000)	30人以上	7,200 (600)	10人未満	4,800 (400)

### ◇部会費（部会員のみ）

部 会 名	年 額 (月額)	会 費 の 目 的	備 考
青壮年部会（若葉会）	12,000 (1,000)	若葉会が実施・運営する事業費に充てる	半期ごとに納入

(注) 通常会費との併徴となります。

### ◇賛助会費 一律 年額6,000円（月額500円）

(注) 法人会員又は個人会員の支店等が納入する賛助会費（議決権なし）を示す。

#### 役員会費（通常会費と併徴する。）

会 長	年 額	120,000円
副会長	〃	60,000円
顧 問	〃	30,000円
相談役	〃	10,000円
常任理事	〃	18,000円
理事・監事	〃	12,000円

- 会長・副会長については、個人会員の  
場合、年額を1/2とすることができる。
- 当改正後の役員会費は、令和7年4月  
以後の役員について適用する。

- 会費（部会費を除く。）は、4月～翌年3月までの1年分  
を、6月に払込みください。（口座振替の場合、別途、連絡  
（お知らせ）します。）
- 年度途中での入会は、入会の翌月分（月の初日入会の場合  
は当月分）から3月分までの月割額となります。（事務局から  
振込通知書をお送りします。）
- 年度途中で退会されても、原則、既納会費の払い戻しは行  
いません。
- 上記会費については、その20%以上を公益目的事業の費用に  
使用し、残余金額は、共益事業会計又は法人会計に繰り入れ  
るものとする。
- 令和2年5月29日改正の当会費基準は、令和3年4月1日か  
ら施行する。（役員会費に関し、令和4年5月30日一部改正）

公益社団法人 上京納税協会